オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和８年11月４日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　松村　秀弦

１　工事内容

(1) 工事件名　　千葉北部地区西の原一丁目外除草工事

(2) 工事内容　　仕様書による

(3) 履行期間　　契約締結日から令和９年１月15日まで（予定）

(4) 履行場所　　千葉県印西市西の原一丁目他（別添－１参照）

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

２　参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構東日本地区において、令和７・８年度建設工事競争参加資格審査における工種区分「その他」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件工事の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

３　見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163－1315 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部経理課

電話　03-3347-4325

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限　　令和８年11月10日（火）15時00分

②-１ 持参又は郵送による提出方法 （押印した見積書）持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

②-２ 電子メールによる提出方法 （押印を省略した見積書）本件は見積書を電子メールにより提出することができる。ただし、「押印を省略し責任者情報を記載のうえ、ＰＤＦ形式とした見積書」とし、提出期限までに下記専用電子メールアドレスに送信され、上記(1)において受信確認できたものに限る。

専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※見積書送付時の電子メールの件名に【11/10 オープンカウンター見積書】と記載すること。

※見積書送付の電子メール本文中に、住所・会社名・業者登録番号・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

(3) 見積合せの日時

令和８年11月10日（火）15時00分

なお、見積参加者の立会は求めない。

４　その他

(1) 契約保証金　　免除

(2) 契約書等作成の要否　　要

工事請負契約書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式・標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等→契約書（工事・コンサルタント等）を参照）を作成するものとする。

(3) 見積の無効　　本公示に示した競争参加資格のない者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記３(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

アセット活用部　品質管理課　担当：三原　電話 03-3347-4323

以　上

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第１項第１号、第２号、第３号又は第６号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

１　オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

２　見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

３　見積方法

(1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積を行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。

(2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積をして下さい。

(3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。ただし、機構においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。なお、電話、電報、電送その他の方法による提出は認めません。ただし、公示において電子メールによる提出を認める場合はこの限りでない。

(4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。

(5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。

(6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。

(7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を見積るものとします。

4　見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、機構が選定した者へ見積を依頼することができるものとします。

5　公正な見積の確保

(1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 見積参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

(3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6　無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積を行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

(1) 参加資格のない者が見積をなしたとき

(2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(3) 見積金額の記載を訂正したとき

(4) 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき

(5) １人で同時に２通以上の見積書をもって見積を行ったとき

(6) 明らかに連合によると認められるとき

(7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していないとき

7　契約の相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。

(2) 上記(1)において、同価の見積をした者が２人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

(3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

８　契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

９　契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から７日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10　見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11　見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にあっては、その事実のあった後２年間見積に参加することができません。

(1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

12　その他

(1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。

(2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。

(5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、工事を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以　上

見　　積　　書

金　　円也（税抜）

ただし、千葉北部地区西の原一丁目外除草工事

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

令和　　年　　月　　日

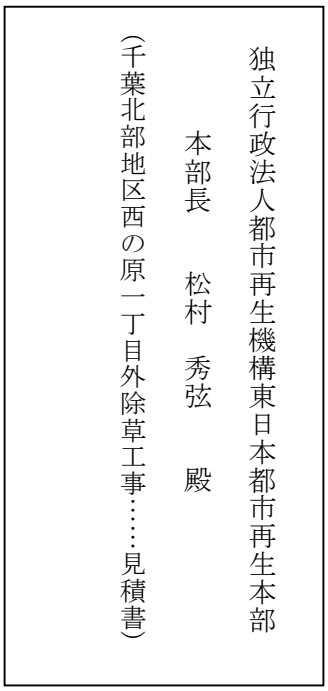
住　所
会社名
代表者役職・氏名　　印※１

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

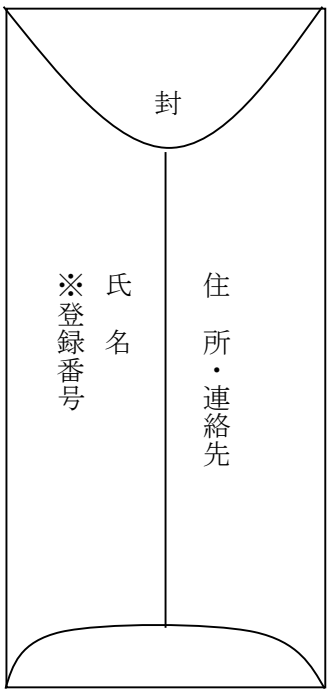
※１ 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
※２ 連絡先（電話番号）１：
連絡先（電話番号）２：

※１ 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２ 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

表



裏



※　競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

別添－1

千葉北部地区　西の原一丁目外除草工事

令和８年１１月

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部

位　　置　　図



独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部			
地区名	千葉北部地区	令和 8 年度	
工事名称	千葉北部地区 西の原一丁目外除草工事	工事番号	
図面名称	位置図	縮尺	－
		図面サイズ	A3
アセット活用部 品質管理課	令和8 年 11 月	図面番号	1／5

部長		課長		照査		設計				
設計						管理技術者		照査技術者		設計

特 記 仕 様 書

１　適用
　本特記仕様書は、「千葉北部地区西の原一丁目外除草工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

２　工事場所は、千葉北部地区西の原地内とし、詳細位置図は、受注者決定後に受注者に交付する。

３　工事期間　　契約締結日から令和9年1月15日まで

４　工事内容　　敷地内の除草をおこなうもの。

５　特記事項
①本工事は本特記仕様書によるほか、「基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準 令和6年度版（都市再生機構）」を適用する。また各種法令を遵守すること。
②工事に先立ち、事前に工事安全対策、緊急連絡先等に係る施工計画書を作成し、発注者の承諾を得た上で着工すること。
③工事完了時に着工前、完成、施工状況写真、刈草の処分伝票（写し）を提出すること。
④印西警察署に対し、道路使用許可申請手続きを行うこと。
⑤「除草工④」の除草範囲は監督員の指示によること。
⑥刈草の処分先は印西クリーンセンターとし、処分費として310円/10kg+消費税を計上している。処分先等が決定次第速やかに監督員に報告すること。
⑦除草時は石はねに対する防護措置を行うこと。
⑧発注者の指示のもと円滑に工事を実施すること。
⑨本工事の実施にあたっては、除草工の施工時（1名×10日）に交通誘導員（B）を見込んでいる。現場条件の変更等これにより難い場合は監督員と協議すること。
⑩受注者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」を遵守するものとする。下請負等をさせる場合は、受注者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
⑪工事に伴う騒音・振動・粉じん等についても、十分に配慮し行うこと。
⑫集草した草が飛散しないよう注意して施工すること。
⑬隣接施設等に草が飛散しないよう注意して施工を行い、第三者への被害防止に努めること。
⑭変更処分量の契約数量については、実績に応じて行うものとする。
⑮本件の工期については、令和9年1月15日までとしているが、受注後速やかに施工体制を確保し、早期に現地着手すること。また、状況に応じて設計変更し工期内竣工を行うものとする。

以　上

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部					
地区名	千葉北部地区		令和 8 年度		
工事名称	千葉北部地区 西の原一丁目外除草工事		工事番号		
図面名称	特 記 仕 様 書		縮尺	－	
			図面サイズ	A3	
アセット活用部 品質管理課	令和8 年 11 月		図面番号	2 / 5	
部長	課長	照査	設計		
設計		管理技術者	照査技術者	設計	

数 量 総 括 表

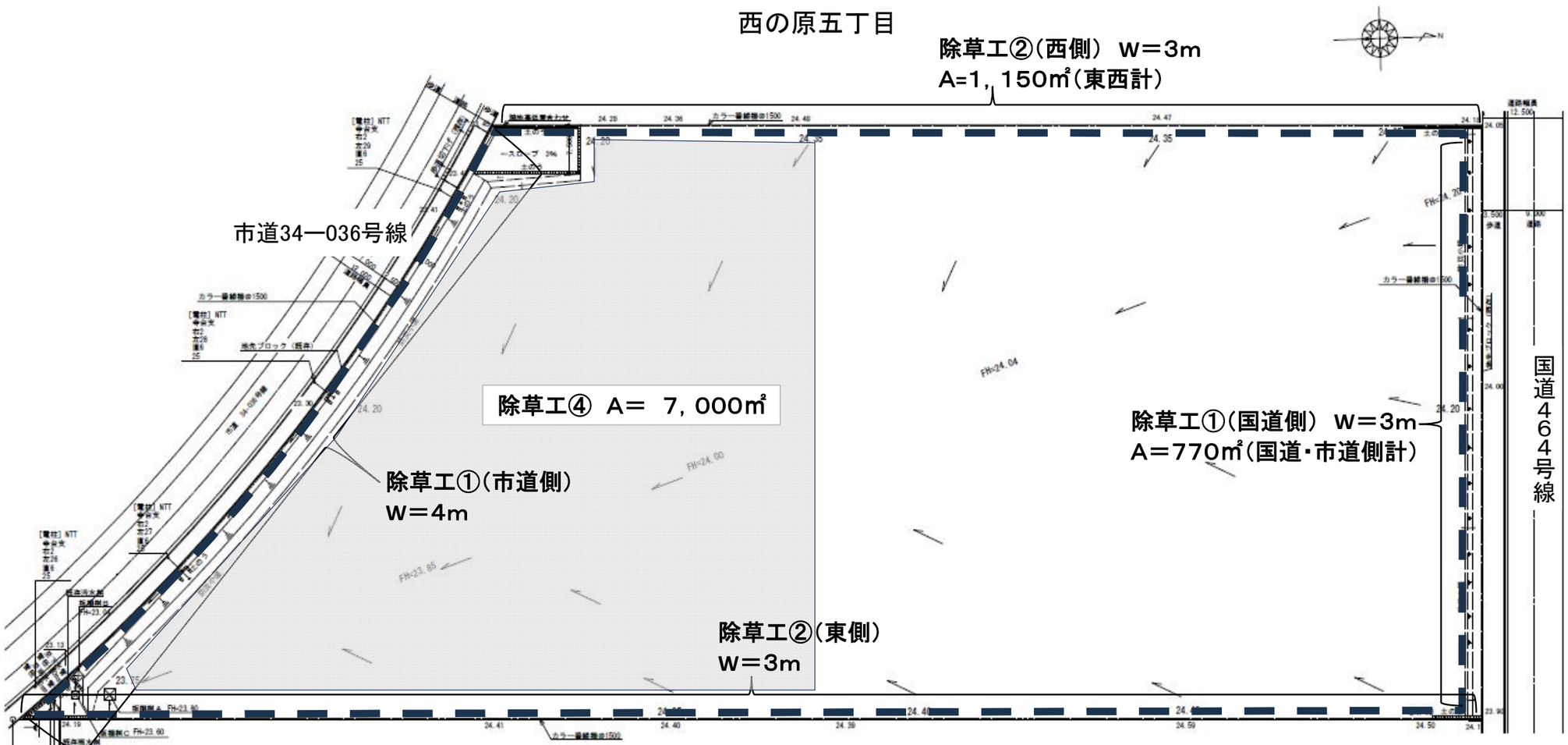
工事区分 (LEVEL1)	工　種 (LEVEL2)	種　別 (LEVEL3)	細　別 (LEVEL4)	規格・寸法 (LEVEL5)	単位	数量 当初	数量	数量	摘　要
除草工									
	除草工								
		除草工							
			除草工①	W=4.0m(水平距離) 肩掛け式等	㎡	770			除草、集草、積込、運搬、含む
			除草工②	W=3m(水平距離) 肩掛け式+ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式等	㎡	1,150			除草、集草、積込、運搬、含む
			除草工③	W=2.75m(水平距離) 肩掛け式等	㎡	1,300			除草、集草、積込、運搬、含む
			除草工④	ハンドガイド式	㎡	14,000			除草、集草、積込、運搬、含む、7,000+7,000㎡
			処分	草	kg	8,610			0.5t/1,000㎡想定
	仮設工								
		交通管理工							
			交通誘導員Ｂ		人	10			

工事区分 (LEVEL1)	工　種 (LEVEL2)	種　別 (LEVEL3)	細　別 (LEVEL4)	規格・寸法 (LEVEL5)	単位	数量 当初	数量	数量	摘　要

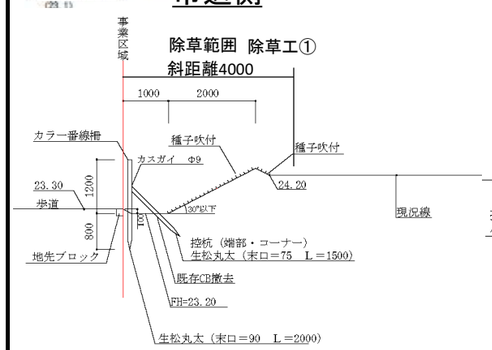
独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部					
地区名	千葉北部地区		令和 8 年度		
工事名称	千葉北部地区 西の原一丁目外除草工事		工事番号		
図面名称	数量総括表		縮尺	－	
			図面サイズ	A3	
アセット活用部 品質管理課		令和8 年 11 月	図面番号	3	5
部長	課長	照査	設計		
設計		管理技術者	照査技術者	設計	

除　草　平　面　図　（１）

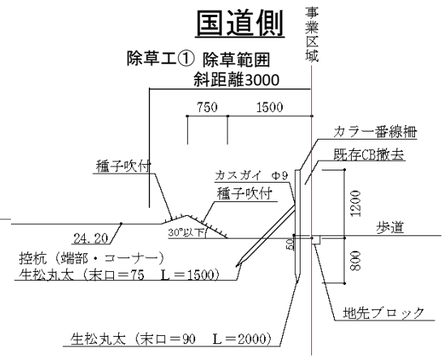
西の原五丁目



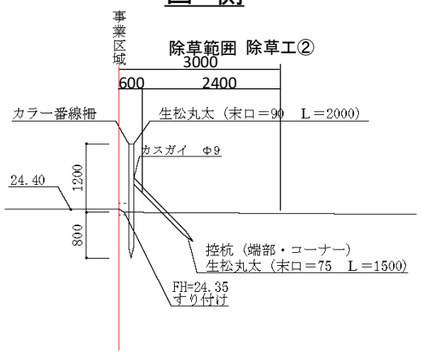
市道側



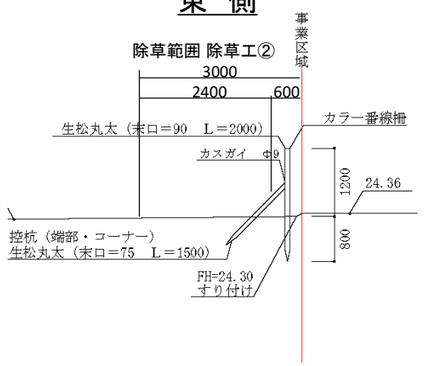
国道側



西　側

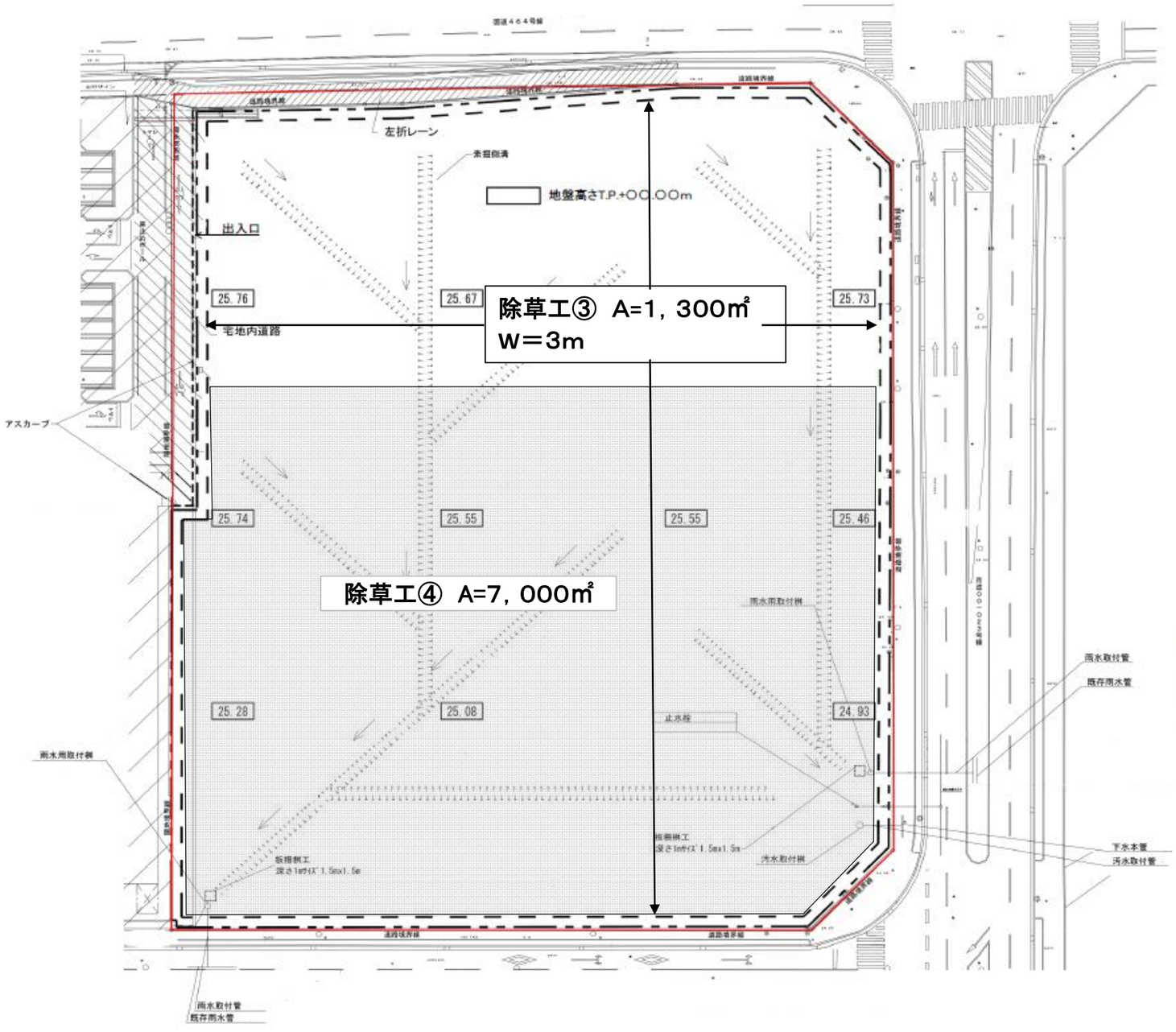


東　側



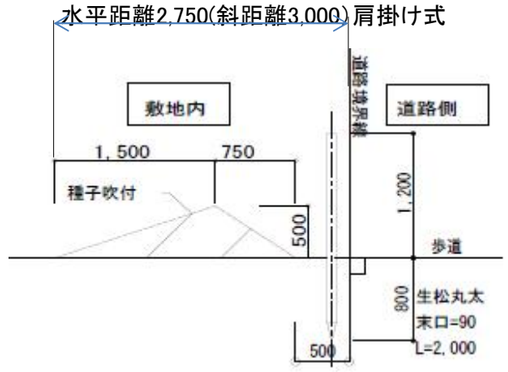
独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部											
地区名	千葉北部地区						令和８年度				
工事名称	千葉北部地区 西の原一丁目外除草工事						工事番号				
図面名称	除草平面図（1）						縮尺	－			
							図面サイズ	A3			
アセット活用部 品質管理課			令和8 年 11 月				図面番号	4	5		
部長		課長		照査		設計					
設計						管理技術者		照査技術者		設計	

除　草　平　面　図（2）　西の原一丁目



除草工③除草範囲　W＝3m

水平距離2,750(斜距離3,000)肩掛け式



除草断面図

凡　例

- 土地境界
- 木柵ライン
- 除草工③
- 防災小堤
- 除草工④

N

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部			
地区名	千葉北部地区	令和 8 年度	
工事名称	千葉北部地区 西の原一丁目外除草工事	工事番号	
図面名称	除草平面図(2)	縮尺	－
		図面サイズ	A3
アセット活用部 品質管理課	令和8 年 11 月	図面番号	5／5

部長		課長		照査		設計					
設計						管理技術者		照査技術者		設計	